

# 流山市自由通路等有料広告業務 簡易プロポーザル実施要領

本実施要領は、「流山市自由通路等有料広告業務」を行うにあたり、民間事業者から優れたノウハウを活かした企画・広告主の募集活動・広告の設置・維持管理から撤去に至るまでの一連の提案を受けるために公募を行い、本市にとって歳入額を含めて、最も優れていると考えられる応募者を選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## 1 業務の概要

### (1) 目的

本市の施設の有効活用、市の多様な情報発信を目的として、公共施設等を活用した広告業務を展開する。

### (2) 業務名

流山市自由通路等有料広告業務

### (3) 業務内容

別紙「流山市自由通路等有料広告業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

### (4) 業務場所

- ア 流山おおたかの森駅自由通路（流山市おおたかの森東1丁目1番地の1）
- イ 南流山駅前公園（流山市南流山2丁目1）

### (5) 契約期間

契約締結日の翌日から令和12年3月31日まで

### (6) 業務期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

## 2 法令、基準等順守

本業務に関する提案及び実施にあたっては、流山市広告掲出要綱（平成21年告示第53号）をはじめ、関連法令や基準等を順守すること。

## 3 最低納入金額

本業務における最低納入金額は、年3,000,000円以上（消費税相当額及び地方消費税相当額を除く。）とする。

#### 4 参加資格要件

- (1) 本事業に関する一連の業務の遂行が可能であること。
- (2) 過去5年間に国、県、市区町村において広告代理または掲出業務の実績があること。
- (3) 次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることはできない。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
  - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者。
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者。
  - エ 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者。
  - オ 流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成3年4月1日制定）に基づく指名停止、または流山市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年6月1日制定）に基づく指名除外を受けている者
  - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与している者。
  - キ 国税及び地方税を滞納している者。

#### 5 選考及び業務スケジュール

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| (1) 要領・仕様書等の公表      | 令和7年1月9日           |
| (2) 質問受付            | 令和7年1月9日～1月17日正午まで |
| (3) 質問回答日           | 令和7年1月22日          |
| (4) 企画提案書の受付        | 令和7年1月23日～1月29日    |
| (5) 優先交渉権者の決定       | 令和7年2月上旬           |
| (6) 本市との協議・契約の締結    | 令和7年2月上旬～2月下旬      |
| (7) 広告媒体の設置・案内板等の更新 | 令和7年4月1日～          |

- |                |                |
|----------------|----------------|
|                | 準備が整ったものから順次設置 |
| (8) 広告媒体等の維持管理 | 令和7年4月1日～      |
|                | 令和12年3月31日     |
| (9) 広告媒体の撤去    | 令和12年3月31日     |

## 6 仕様書等に関する質問の受付及び回答

### (1) 質問受付方法

仕様書等に関する質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにした上で、任意様式により下記提出先へ電子メールにて提出するものとする。なお、期限後の質問は受け付けない。

### (2) 質問受付期限

令和7年1月17日(金) 正午まで

### (3) 質問回答方法

回答は、令和7年1月22日(水)までに、市ホームページに掲載する。

### (4) 提出先

流山市 総合政策部 マーケティング課  
Mail:market@city.nagareyama.chiba.jp

## 7 企画提案書等の提出について

### (1) 提出期限

令和7年1月29日(水)午後5時まで

### (2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は、提出期限必着とし、配達証明が可能な方法（書留、特定記録等）で郵送すること。

### (3) 提出先

〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1  
流山市 総合政策部 マーケティング課

### (4) 提出書類

次の提出書類をA4縦長ファイルに綴じたものを提出すること。

ア 企画提案書（表紙）

イ 提案者の会社概要・主たる担当者の氏名等（様式1-1）

ウ 国・自治体等における有料広告の実績（一覧）（様式1-2）

- エ 有料広告に関する提案概要（様式2-1）
- オ 広告媒体の内訳書（様式2-2）
- カ 本業務に関する+αの提案（様式3）
- キ 関係書類
  - （ア）印鑑証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの）
  - （イ）商業登記簿謄本（受付日前3か月以内に発行されたもの）
  - （ウ）納税証明書
  - （エ）財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）

ただし、キは、本市有資格者名簿に登載されている場合には添付不要

（5）提出部数

正本1部（要押印）

副本2部（押印不要）

（6）その他

応募事業者が1者のみであっても、参加資格を有するものであれば、簡易プロポーザルは実施するものとする。

## 8 選考方法

- （1）事務局は、企画提案書の内容について、「9 採点基準」に定める採点基準に則り採点します。なお、応募が1事業者の場合であっても80点以上の提案であれば有効提案とする。
- （3）選考結果は各事業者に文書で通知する。
- （4）選考結果に対する異議を申し立てることはできない。
- （5）選考結果は、本市のホームページで公表する。
- （6）選考結果・選考内容に関する問い合わせには、一切回答しない。
- （7）最も優れている提案を行った優先交渉権者は、プロポーザル提案の内容を基に本市との間で契約の締結に向けた詳細協議を行い、合意に至った場合に契約事業者として本市と契約を締結し、本事業を実施する。契約事業者に決定した者が契約を締結しないとき、または契約交渉が不調におわったときは、次選の事業者と交渉し、契約を締結する。

## 9 採点基準

（1）価格点 配点80点

価格点 = (提案の金額 ÷ 応募事業者の中で最高提案金額) × 配点 (80点)

小数点以下切り捨てとする

(2) 実績等 配点 20 点

ア 実績 10 点

過去5年間に国、県、市区町村において、有料広告事業の実績に応じて、次に掲げる区分の点数を加算する。※実績数については、契約数ではなく、事業を実施している駅や施設等の数とすること（例：1契約で2駅の広告事業を実施している場合は、2件とカウントする）。

実績	配点
51件以上	10
21～50件	8
11～20件	6
6～10件	4
1～5件	2

イ 本業務に関する+αの提案 10 点

本仕様書に記載されている事業内容以外に、事業者のノウハウを活用した+αの提案があれば、提案1件につき2点（最高10点）を加点する。なお、本提案は、本市が有効的であると認めた場合に加点する。

10 応募に関する留意事項

(1) 応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。

本市は本業務の提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはしない。

(3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。

(4) 本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはいけない。

また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(5) 1応募者は、複数回応募してはならない。

(6) 可能な範囲で市内の事業者等の広告を積極的に掲出するよう配慮すること。

- (7) 提出後の企画提案書の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏または不明確な表示等があり、かつ、本市が変更を認めたときはこの限りではない。
- (8) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、本プロポーザルへの参加の取消しや契約決定の取消し等を行いことがある。

#### 1 1 問い合わせ先

流山市 総合政策部 マーケティング課

住所：〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

TEL：04-7150-6308

mail：market@city.nagareyama.chiba.jp